8　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等について、納税の猶予を受けようとする者が非上場株式等を担保として供する場合の手続等を定めることとした。（所得税法施行令第二六六条の二及び第二六六条の三関係）

9　株式等の譲渡の対価の受領者の告知制度等について、資金決済に関する法律に規定する特定信託受益権の譲渡の対価（金銭に限る。）の支払を受ける場合におけるその都度告知を要しないこととする特例に係る当該対価の支払をする者の範囲に電子決済手段等取引業者を加えることとした。（所得税法施行令第三四二条及び第三四八条関係）

二　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正関係

給与等、公的年金等又は報酬等に対する源泉所得税の徴収猶予における徴収猶予限度額の計算について、特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例の創設に伴う所要の整備を行うこととした。（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三五号）（財務省）

1　公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合又は公共法人が普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合の利益積立金額、届出、貸倒実績率、資産及び負債の帳簿価額並びに金銭債務の償還差損益について、所要の措置を講ずることとした。（第九条、第二九条、第三〇条、第五一条、第五二条、第九六条、第一一八条の六、第一一九条の五、第一二二条の五、第一三一条の六及び第一三六条の二関係）

2　有価証券に準ずるものの範囲から資金決済に関する法律に規定する特定信託受益権を除外することとした。（第一一条関係）

3　寄附金の損金不算入に対する特例制度の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に福島国際研究教育機構を加えることとした。（第七七条関係）

4　第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入制度における国税徴収法の第二次納税義務の規定により納付すべき国税等に準ずるものの範囲に、地方税法の第二次納税義務の規定の例により納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金を加えることとした。（第七八条の二関係）

5　個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度について、資産の評価損益の計上が認められる再生計画認可の決定に準ずる一定の事実がその適用の対象となる事実であることを明確化することとした。（第九六条関係）

6　損金の額に算入しない国税に係る延滞税等又は地方税に係る延滞金等に準ずるものの範囲に森林環境税に係る延滞金を加えることとした。（第一一条の四関係）

7　民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算入できる制度の対象となる事実に、資産の評価損益の計上が認められる再生計画認可の決定に準ずる一定の事実を加えることとした。（第一一七条の三関係）

8　暗号資産について、次のとおり整備を行うこととした。（第一一八条の五～第一一八条の八、第一一八条の一〇及び第一一八条の一一関係）

㈠　自己が発行することにより取得した暗号資産の取得価額は、その発行のために要した費用の額とする。

㈡　発行の時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の範囲等の細目を定める。

㈢　暗号資産の一単位当たりの帳簿価額は特定自己発行暗号資産とそれ以外の暗号資産とを区分して算出するほか、所要の措置を講ずる。

9　公益法人等が普通法人等に移行する場合における累積所得金額又は累積欠損金額の計算の基礎となる負債帳簿価額等に資本金等の額を加算することとした。（第一三一条の四関係）

10　この政令は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

◇相続税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三六号）（財務省）

1　相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除について、相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が二人以上ある場合における各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算方法を定めることとした。（第五条の二関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和六年一月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三七号）（財務省）

一　消費税法施行令の一部改正関係

1　資金決済に関する法律に規定する電子決済手段の譲渡について、消費税を非課税とするとともに、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等に含まないものとすることとした。（消費税法施行令第九条及び第四八条関係）

2　免税事業者が課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合の登録申請書の提出期限を同日から起算して一五日前の日とするとともに、同日までに登録申請書を提出した免税事業者について課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなすこととした。（消費税法施行令第七〇条の二関係）

3　適格請求書発行事業者が課税期間の初日からその登録を取り消そうとする場合の届出書の提出期限を同日から起算して一五日前の日とすることとした。（消費税法施行令第七〇条の五関係）

4　適格返還請求書の交付義務を課さないこととされる売上げに係る対価の返還等の金額が少額である場合は、その税込価額が一万円未満である場合とすることとした。（消費税法施行令第七〇条の九関係）

二　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第一三五号）の一部改正関係

1　適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用を受ける事業者が、令和五年一〇月一日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとするときは、登録申請書に登録希望日（登録申請書を提出する日から一五日を経過する日以後の日に限る。）を記載するものとし、当該登録希望日に登録を受けたものとみなすこととした。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第一五条関係）

2　請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置の適用対象となる場合は、課税仕入れに係る支払対価の額が一万円未満である場合とすることとした。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第二四条の二関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

◇酒税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三八号）（財務省）

1　特例輸入者が帳簿に記載すべき事項のうち、その全部又は一部が輸入の許可書等に記載されている場合であって、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができることとされている当該書類について、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととした。（第五二条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇たばこ税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三九号）（財務省）

1　製造たばこが輸出のため外国航路に就航する船舶等に積み込まれたことを税関長が証明した書類等（以下「証明書類等」という。）に基づき課税済みの輸入製造たばこの輸出の場合の税額の還付に係る申請書に添付する書類に輸出に関する明細を記載する際の当該証明書類等について、当該証明書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととした。（第八条関係）

2　特例輸入者が帳簿に記載すべき事項のうち、その全部又は一部が輸入の許可書等に記載されている場合であって、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができることとされている当該書類について、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととした。（第一七条関係）

3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。